

**日程第9 請願第3号 高野口支所（出張所）設置請願について**

○議長（上田順康君）日程第9 請願第3号 高野口支所（出張所）設置請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君）報告いたします。

去る12月14日の本会議において、本委員会に付託された請願第3号 高野口支所（出張所）設置請願について を審査するため、12月15日委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第3号の趣旨は、橋本市と高野口町が合併し数カ月経過したが、旧町民から不便、不都合に関する苦情が湧出し、旧町民の間で物議を醸し出している。現在の高野口出張所は、合併協定により1年を目途に廃止することになっており、さらに住民サービスが低下する事態が推測される。高野口町民の不满、著しい不便を多少なりとも軽減し、旧役場機能の一部でも果たせる支所（出張所）の設置を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、高野口出張所の廃止については、喧々譁々の議論が交わされたが、最終的に合併協定されており、この事実をどのように考えているのか とのただしがあり、議会制民主主義において決定された事項について、あまりにも住民に届いていなかったことは反省点と考えている。合併協定を遵守する必要性は十分認識しているが、請願者の思いは大変強く、その切実な声を届けたい。可能であれば出張所を残していただ

きたい との答弁がありました。

合併協議会には、旧高野口町議会議員及び民間選出の委員がおられ、高野口町民に対し、十分な説明責任を果たせていなかったのではないかと の意見がありました。

合併協定の内容を否定するつもりはなく、出張所の設置は難しいと考えているが、多くの高野口町民がどれだけ不便、不安を感じているか認識していただきたい。出張所が廃止されても、行政サービスを落とさないよう出張所跡地に建設予定の「高野口交流センター」の機能、役割等について十分協議し、住民の意向を反映できる施設として設置願いたい との意見がありました。

今まであった役場がなくなり、高野口町民に大変な不便を来していることは理解できるが、旧橋本市区域においても、役所まで遠く不便に感じている住民の声も聞いている。新市全体の中でバランスを考える必要がある との意見がありました。

行政サービスの低下を防ぐことは行政の大きな課題であるが、出張所の廃止は協定されており、遵守する必要がある。跡地に建設予定の交流センターについては、十分な協議は必要であるが、高野口町民が要求する行政サービスが受けられるような役目を担えるのではないかと の意見がありました。

討論に入り、反対の立場から、出張所設置以外の方法による利便性の向上を趣旨とした請願であれば理解できるが、高野口出張所の廃止については、多くの時間とエネルギーを費やして慎重に協議し、大変な苦労の上、最終的に合意した経緯があり、遵守する必要がある。また、新市全体の中での公平性を考慮し、バランスをとる必要があるので、本請願

の採択に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、行政サービスを提供する心臓部である出張所を廃止することは大きな問題があると考えます。出張所を設置している先進地では、少数で有能な職員を配置することで、住民に大変喜ばれているところもある。安易に合併協定を破るということではなく、本来、住民の強い声があれば、行政はそれにこたえることが基本であると考え、本請願の採択に賛成するとの討論がありました。

反対の立場から、高野口町民から出張所を残してほしいという声が出てくるのは当たり前前の話であり、十分理解できる。また、合併協議で決定された内容と違う見直しを行った項目もあり、これに固執する必要もないと考える。しかしながら、合併した最大の理由は、両市町とも行財政運営に失敗し、合併しないと財政がもたないということであり、財政面から判断すれば、出張所を残すことが許される状況にないことを認識する必要がある。出張所を残し赤字に陥れば、もっと大きな住民サービスの低下が考えられるため、本請願の採択に反対するとの討論がありました。

以上、請願第3号の報告を終わります。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

23番 富岡君。

〔23番（富岡清彦君）登壇〕

○23番（富岡清彦君）請願第3号 高野口支所（出張所）設置請願について、委員長報告

は不採択との報告ですが、私は賛成の立場から討論を行います。

賛成理由は、高野口町に出張所の存続、実質を求めることは、正当な要求であると考えます。紹介議員の請願趣旨説明にあったように、合併をした全国、県下の自治体で、出張所を設置している自治体が圧倒的であるということ、このことは住民サービスを少しでも低下させないための施策として、出張所を設置していると考えます。

出張所の廃止は、合併をして財政難を解決し、行政サービスを低下させないとした行政の説明と矛盾することになります。自治体の仕事はゆりかごから墓場までと言われて久しいことですが、行政サービスのセンターの役割を果たす出張所を廃止することには納得できません。

財政難を考慮するなら、現高野口出張所の職員を3分の1にし、大阪狭山市の狭山出張所のように、五、六人の職員数で行政サービスを提供することは可能であると考えます。委員会の質疑で、合併協議会の決定を厳守せよと議論がありましたが、私どもの市政要求アンケートでも、合併をしてよかったと、この回答はただの一人もありませんでした。不便になった理由に役場の廃止、これが挙げられており、出張所を残せという声は住民の多くの声だと確信をいたします。

これらの住民の声にこたえ、出張所を存続することは当然のことと考え、賛成討論いたします。

○議長（上田順康君）ほかに討論する方ありませんか。

委員長報告に賛成の方はありませんか。賛成の方ありませんか。

12番 平林君。

〔12番（平林崇行君）登壇〕

○12番（平林崇行君）それでは、委員長報告

に賛成の立場から討論させていただきます。

私も高野口の皆さんの不便さというものはいろいろ聞いております。そして、支所を設置せよという気持ちもよくわかりますが、それによって、じゃあ高野口の皆さんの利便性が図られるのか。私は、それは非常に疑問に思っております。そして、橋本市の財政難、いろんなことを考えて、もっといろんな方法を模索していく必要があると。委員の皆さんからも、高野口を無視したような発言は一つもありません。いろいろ考えていかなあかん問題として、これは委員の皆さんも取り組んでいくという、私はそういうふうな議論を聞いた記憶があります。

しかし、この出張所設置におきましては、多大な費用がかかり、また、後の運営、いろんなことを考えれば、これを残すことが高野口の市民の皆さんのすべてをクリアできるとは私は考えておりません。橋本はこの行政以外に、紀見地区において自動交付器を設置し、いろんな条件に対応するように考えております。

私も、これから高野口の市民の皆さんが要望することはもっと細かな、いろんなサービスができるように、設置するんじゃなく、各地域に隅々までやっていけるような方法を模索していくべきであり、この設置につきましては、先ほど言ったように合併協議会で決まって、不必要とされたものだとは私は思っております。それにかわるものはこれからつくっていくべきであると考えておりますので、今回の設置に関しては反対し、これからますますこの意見を市民の皆さんからいただきまして、どういうふうなまちづくりをしたらいいのか考えていきたい。

私はそういう観点から合併協議会におかれましては、今回の設置に対する委員長報告に賛成の立場から討論させていた

だきます。

○議長（上田順康君）ほかに討論する方ありませんか。

7番 清水信弘君。

〔7番（清水信弘君）登壇〕

○7番（清水信弘君）設置請願に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

和歌山県の不名誉を満天下にさらした、木村良樹知事の出直し選挙がこの17日行われ、仁坂吉伸候補が当選されました。この選挙に際し、高野口の期日前投票所へ押しかけた人の多さは、想像をはるかに超えるものがありました。

それは、この高野口町・橋本市の合併協議会の内容について、高野口町住民にいかにか知らされていなかったかということに尽きます。高野口町における期日前投票所をなくすことが合併協議会で既に決議されていた件について、責めるつもりは全くありませんが、当町の合併協議委員が知らず、一般質問に及んだことでも明らかであります。もちろん私も知りませんでした。事前に期日前投票所は設置されておりませんというお知らせもなかったと思われま

す。政府の無策のツケを地方に回し、全国に合併の嵐の吹きまくったこの一、二年の合併における各地合併協議会の最大困難事は、全国の自治体いづこも新自治体の名前と本庁舎の位置であります。まずこれが決まれば合併がなったようなもの。我が合併協議会の第1回のテーマもちろんそれで、司会進行役の、新市の名前は橋本市とする。橋本市以外の名前にすると、橋本市民5万5,000人、高野口町民1万5,000人が不利を受ける。橋本市とすることで、不利は高野口町民だけで済むという驚くべき提案理由によって、新市の名前が合併協議会20名全員の賛成の挙手により、秒速で決しました。

第2回の合併協議に及んだ庁舎の位置も、高野口側3名の反対だけで、17対3で橋本市現在の庁舎位置でということで決しました。

このことが高野口町・辻本町長の強い意思のもとになされたことは知られていますが、  
・村橋本市長が依頼してきた、この合併へ臨む態度としてはいかにもおかしい。旧町民の付託を受けた人が、進んで旧町民を不便にしようなどとは、旧町民のだれが思ったことでありましようか。ごく近い過去に出張所としては残ると思っていたというまちの外郭団体の長さえおられたのには驚きました。

一昨年7月の「広報はしもと」7月号には、  
・村市長自らが、「合併に伴うデメリットといえますと、例えば役場の位置が合併することによって遠くなってしまうというのが考えられるのですが、このことについては、現在の橋本市役所の位置でということで、今進んでいますので、橋本の住民の方にとってはデメリットにはならないかと思えます」と、これまた信じられないコメントを載せています。橋本の住民にとってはデメリットにならない。高野口の住民にとっては明らかに不利になる。このようなことを広報に載せる各部署の神経には恐れ入らざるを得ませんが、前市長自ら高野口の不利を公然と口にし、認めた、恐るべき対等合併であります。

合併後に橋本市の共産党の方が行ったアンケートでも、この合併をよしとする高野口町民はゼロ。その大半が、まだなくなっていない役場機能の縮小に不満を持つもので、役場がなくなってしまう来年3月には、それに起因するさまざまな不満がこれから生じてくることでしょう。まず、不満がこれから減っていくとは考えがたい。役場がなくなって周辺が寂れないように、公民館を中心とした複合施設を建設するという辻本町長が導いた議論があります。役場は我が町高野口で唯一最大

の経済圏をなしていた場所で、そこにすだく職員、町民のにぎわいは余の施設をもってかえがたい。

合併協議会至上主義のごとくの議論があります。すなわち申し上げたい。この11月より高野口町にもコミュニティバスが走り出しました。このバスのヒントは、高野口町から合併協議会へ参加していた学識経験者のうちの一人のものであります。高野口町の役場がなくなるのであれば、せめてシャトルバスでも走らせてほしいと提案したところ、それに対し、年間何千万円の赤字が出るので、既に橋本市議会で結論が出ているのでつぶれてしまったと嘆いておられました。その反対者が、市長選でコミュニティバスを走らせるなどと提案、現市長までそれに乗った経緯で現在のありさまというのはいかが考えるべきでありましようや。

ただ、この事態は、高野口町民にとって役場隠滅の万分の一かの救済になっていると思われまゆえ、運行等に不満はないとは言えないまでも、合併協議会の意向に反してはいても、歓迎すべきものとの心得は旧町民全体にあると思われます。

かくのごとく、合併協議会で否とされた件でも、それが今後によい結果をもたらすと思えるものであれば、当然見直されていくべきものと心得てしかるべきものではないでしょうか。

ちなみに、合併協議会参加の学識経験者のお一方は、高野口町にできるということだった図書館はどうなっとなのか、とのことありました。

合併協議会で決定したと、役場をなくすことが今や至上命題のごとく扱われていることに義憤を覚えなわけにはいきません。市町村合併は周辺より寂れるという説がありました。今やその説は極めて常識と呼べるものと

なっていないのでしょうか。この合併は半径7km圏内におさまり、極めて行政効率の良いものであるとの説明が、県の市町村課の坂越課長でも、辻本さんでも、・村さんでも盛んに吹聴しておられました。この7km圏内の西の端が高野口町なのであります。既に寂れは覆うべくもなく、今や体の中心として機能していた役場が、いきなり体で言えば手足になったようなもの。その手足が衰えれば、体全体が十分に機能しなくなることはだれでもわかるでしょう。来年からは、その手足の機能もなくなってしまうものなのです。新橋本市は大丈夫なのでしょう。

全国でただ一つ、合併1年後に役場がない対等合併。署名請願者の願いは、せめてこの合併を全国並みにして、新市橋本の礎になりたいとの願いだけ。そのうめき声が皆さんの耳に届かないものでありましょか。

請願は採択すべきものと心得、議員諸兄のご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、壇をおります。

○議長（上田順康君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第3号 高野口支所（出張所）設置請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本件は採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上田順康君）賛成少数であります。

（発言する者あり）

○議長（上田順康君）請願の採択を諮っております。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

#### 日程第10 請願第4号 三石山頂に市民の憩いの場所とハイキング道路及び案内標識・整備することを求める請願について

○議長（上田順康君）日程第10 請願第4号 三石山頂に市民の憩いの場所とハイキング道路及び案内標識・整備することを求める請願について を議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、経済建設委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し入れがあります。

閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### 日程第11 請願第5号 橋本市民野外コンサートができるステージ設置を求める請願について

○議長（上田順康君）日程第11 請願第5号 橋本市民野外コンサートができるステージ設置を求める請願について を議題といたします。

ただ今議題となりました本件に関し、経済建設委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第12 請願第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書の提出を求める請願について

○議長（上田順康君）日程第12 請願第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書の提出を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

○5番（岩田弘彦君）請願について、委員長報告をさせていただきます。

去る12月14日の本会議において本委員会に付託された請願第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書の提出を求める請願について を審査するため、12月19日委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第6号の趣旨は、患者や家庭のために、脳脊髄液減少症の実態調査の実施、相談や支援体制の確立、病気の診断方法や治療法を早期に確立し、経済的負担を少なくするため保険適用を求めるよう、国に対し意見書の提出を求めるものである。

委員から、紹介議員に対し、和歌山県下ではこの病気が発症し、苦しんでいる方々は何人か とのただしがあり、国内の患者数は把握しているが、県下の患者数は調査していない との答弁がありました。

以上ご報告させていただきます。

皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第6号 脳脊髄液減少症の研究・治療支援等の推進と保険適用を求める意見書の提出を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。